

■ 岬町庁舎管理規則の改正（案）に対する意見募集の結果について

貴重なご意見、ありがとうございました。いただいたご意見と町の考え方は、次のとおりです。

■ 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和6年11月27日（水曜日）から令和6年12月17日（火曜日）まで
- (2) 意見提出者 2人（内訳 岬町住民2人）

■ 意見の内容 「反映」の表示 A：意見を反映する B：今後の参考とする C：反映できない、意見の趣旨や内容が具体的でなく回答不能など

No.	意見	対応方針	反映
1	「庁舎」は住民全体の財産であることから、住民が安全・安心に利用でき円滑・迅速にその利用目的が達成されることが前提であるとともに、そこで働く職員にとって安心して働ける環境を保持することが住民の利益にもかなうものと考えます。 今回の見直しは、現行の規則から大きく変更するものではないととらえていますが、その意味でも見直しの必要性に疑問を感じます。 ・「禁止行為」「許可行為」については具体的な行為が羅列され、分かりやすさは増したものの、窮屈で管理的な印象を受けます。また、具体的な「行為」は、現行の規則に包含されていると考えられ、事例を挙げることなく対象は判別できると考えます。見直すとするならば、住民にとってただでさえ「敷居が高い」と感じられている「庁舎」を、必要な時に気軽に利用できるよう、禁止事項や許可の必要な事項はできる限り少なくし、「前各号に掲げるもののほか…」に包含できるものは削除する方がよいと思います。さらに昨今、社会問題となっている「カスタマーハラスメント」についても、現行の規則で既に謳われていると解するべきであり、見直さなければ対応できないものではないと考えます。 ・「執務室への立入禁止」条項は、設ける必要はないと考えます。住民の個人情報を守ることは当然ですが、岬町のような小さなまちで、地域で様々な役割を果たしている団体・役員の協力があってこそその市政運営だと思えます。住民との距離が近いことが良い点であると考えますが、執務室への立入禁止によって、それらの方々との心理的な距離が遠くなり、協力が得づらくなるのではと懸念します。 したがって、今回の見直しは必要でないと考えます。	庁舎は公的な施設であり、公共の利益を守るために適切な管理が求められます。 今回の庁舎管理規則の見直しは、より良い施設運営を実現するための重要なステップであると考えております。 庁舎内の秩序を維持し、職員や来庁者が安心して利用できる環境を整えるためには、できるだけわかりやすく禁止行為や許可行為を示すことが必要です。具体的に示すことで、誤解やトラブルを未然に防ぐことができ、庁舎内での業務が安全かつ円滑に進むことが期待されます。 禁止行為や許可行為を定めることは、決して庁舎の利用を制限するものではなく、むしろ、適切なルールを設けることで、より安全かつ円滑に利用できる環境を整えるものと考えております。なお、ご指摘の「前各号に掲げるもののほか…」の規定については、すべての項目を網羅することは難しく、特定の状況や事例に応じて迅速に対応できるようにするためのものであり、庁舎運営が円滑に行われることを目的としています。不透明感や恣意的な運用を懸念されているかと思いますが、庁舎管理上の支障については、具体的な事例や基準を設けることで、透明性を持たせ、利用者が納得できる運用に努めてまいります。 また、「執務室内への立入禁止」措置については、これまでも実施していたところであり、今回明文化したものです。執務室は職員が業務を遂行するための空間であり、執務室内には個人情報や守秘情報が存在する場所も多く、これらの情報を適切に保護することは、行政の信頼性を維持するためには不可欠です。今回の明文化にあたっては、職員が承諾（秘密が漏れない措置を講じたうえで）した場合に立入を認める例外規定を設け、業務上の柔軟性を確保しています。 今回の庁舎管理規則の見直しは単なるルールの強化ではなく、より良い行政サービスの提供につながるものと考えております。	C

No.	意見	対応方針	反映
2	第3条に規定の「庁舎管理者」及び「室管理者」においては不在時の職務代理を設定しておいた方が良いのではないか。	庁舎管理者及び室管理者となる課長職には、別の規程により代理者が決められていることから、庁舎管理者及び室管理者にもそれらを準用することを想定しています。	C
3	(2)第5条の禁止行為に下記も追加した方が良いのではないか。 ①酒に酔った状態で入庁し、職員や来庁者等に迷惑をかけること。 ②喫煙すること(庁舎内全面禁煙)。 ③所定の場所以外に自動車、自転車その他の車両を駐車すること。	①について 飲酒の状況ではなく、職員や来庁者等に迷惑行為をかける行為が問題と考えており、迷惑行為については、他の規定で対処できると考えています。 ②について 喫煙については、大阪府条例において公共施設での喫煙が禁止されているため、明記していませんでした。利用者にわかりやすくするため、規則に追加します。 ③について ご意見を参考に規則に追加します。	A
4	第5条の禁止行為の「(14)許可なく撮影、録音その他これに類する行為(町が開催する記者会見等において報道機関が行うもの及び職員が職務上行うものを除く。)をすること。」との記載があるが、住民が庁舎内で写真を撮りたいケースはいろいろあると思われ、その度にわざわざ許可を取らなければならないというのは窮屈な感じがします。例えば今年度から発行している結婚記念証や出産記念証や庁舎内の季節の飾り付けなど気軽に写真を撮りたい場合もあると思います。もちろんSNS等への投稿での使用も想定される為、他の住民が写らないようにするなど撮影時に注意しなければならない部分もあるが、目的によっては許可なく撮影できるようにした方が良くと思います。例えば東京都杉並区では「庁内における撮影・録音・配信等の行為(婚姻等の届出の記念を目的に行う撮影や、庁内での展示物・イベント等の記録を目的に行う撮影など、庁内の秩序保持や公務の円滑な遂行に支障をきたさない行為を除く)」といった記載にしています。	ご意見を参考に、許可を得なくても撮影等ができる行為を別に定めます。	A
5	第6条に記載の庁舎使用許可申請書(様式第1号)、庁舎使用(許可・不許可)決定通知書(様式第2号)、第12条に記載の開庁時間外の会議等開催報告書(様式第3号)が示されていない。パブリックコメントにおいては様式も示すべきではないか。	規則様式は、事務手続上の書面となり、パブリックコメントにはなじまないものと考えますが、パブリックコメント上で必要と考えられる場合は、示していくこととします。	B
6	第7条の庁舎使用の不許可に下記も追加した方が良いのではないか。 ・人権侵害のおそれがあるとき。 ・庁舎の美観を損なうおそれがあるとき。 ・火災又は盗難の予防上不適切と認められるとき。	ご意見を参考に、規則に追加することとします。	A

No.	意見	対応方針	反映
7	第12条に「警備員」という記載があるが、岬町役場で勤務しているのは「警備員」ではなく「守衛」ではないか。警備員と守衛では雇用主や警備業法による規制、研修義務、警備対象などが異なる。	本庁舎では警備会社と警備契約を締結しており、守衛として直接雇用は行っていない。	C
8	消防法の規定による「防火管理者」「火元責任者」の設置や火災予防、火災発生時の対応などについても記載した方が良いのではないかと。下記に参考として生駒市庁舎管理規則の抜粋(第18条～第21条)を記載します。 <参考：生駒市庁舎管理規則> (防火管理者) 第18条 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を置く。 2 防火管理者は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条に定める資格を有する者のうちから市長が任命する。 3 防火管理者の任務は、消防法の定めるところによる。 (火元責任者) 第19条 庁舎における火災の予防に万全を期するため、各室に火元責任者を置き、管理員又は管理員が指定した者をもって充てる。 2 火元責任者は、防火管理者の定める計画に基づき、又はその指示に従いそれぞれ所管する場所の火災予防に従事しなければならない。 3 火元責任者は、自己の管理する室の入口又は見やすい場所に、火元責任者標示板によりその氏名を標示するものとする。 4 火元責任者に変更が生じた場合は、前項により遅滞なくこれを標示するものとする。 (火災予防) 第20条 庁舎には、それぞれ適応する消火用機器類その他必要な器具を備え付けるものとする。 2 防火管理者は、消火用機器類及び防火設備を整備するとともに火災予防のため必要な措置を講ずるものとする。 3 前2項に定めるもののほか、火災予防については、防火管理者の定めるところによる。 (火災の通報等) 第21条 職員は、庁舎において火災を発見したときは、直ちに消防署及び防火管理者に通報するとともに、消火器又は消火栓等を開いて応急消火作業を行わなければならない。	防火管理者については、消防法の規定により設置するものであるため、庁舎管理規則に規定する必要はないと考えます。 火元責任者については、設置義務はありませんが、改正規則においては、室管理者が同様の職務を担うことを想定しています。 火災予防に関連する事項については、消防法や火災予防条例等で必要事項が定められておりますので、庁舎管理規則に改めて定めることは想定しておりません。	C